

令和5年度みやぎ震災伝承連携推進事業補助金 Q & A

令和5年7月21日掲載

(1) 事業概要

Q 1 この補助金の対象事業についてはどうか

A 1 他の模範となるような先進的な伝承活動で次の1つ以上に該当するもの

- (1) 震災の記憶・経験の蓄積と発信
- (2) 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
- (3) 多様な主体の連携による伝承の推進

※東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する事業が対象です。

(2) 補助対象者について

Q 2 任意団体は補助対象者になるのか

A 2 任意団体でも補助対象者となります。

Q 3 株式会社は補助対象者になるのか

A 3 株式会社でも補助対象者となります。

(3) 補助対象経費について

Q 4 経費はどこまで認められますか。

A 4 申請する事業に直接係るもので補助対象期間における経費が対象です。

団体運営に係る経費、申請外の事業に係る経費は対象外です。

判断に迷う場合には県に御相談ください。

経費項目別の対象経費の考え方については、以下を参照してください。

○人件費

- ・補助団体が直接雇用し補助事業に従事している方の人件費が対象です。経費の確認のため、後日、議事録（代表者の人件費が確認できるもの）や雇用契約書等の書類を提出いただきます。
- ・補助事業に従事した時間の給料が対象経費です。出勤簿、勤務日報等により、補助事業に従事した業務内容及び時間の確認が必要です。「給料の時間単価×補助事業への従事時間」で人件費を計上してください。

※団体運営、申請外の事業に係る活動時間は対象外です。

- ・時間単価（補助事業に従事する1時間あたりの人件費）の上限額は、従事者の職責及び活動内容を勘案した上で、以下のA～Cの金額となります。

- A 常勤で組織管理的業務を主とする者 2,000円
- B 常勤で組織管理的業務以外を主とする者 1,500円
- C 非常勤、アルバイト等 1,200円

※雇用契約書等により給料が月額で定まっている場合は時給に換算して申請してください。

○諸謝金

- ・講師等謝礼金に係る時間単価の上限額は、講師等の専門性を勘案した上で、以下のA～Cの金額となります。
 - A 大学教授、民間又は民間団体（NPOを含む）の著名人（中央及び複数の都道府県にまたがって活躍） 9,000円
 - B 大学准教授、民間又は民間団体（NPOを含む）の有識者（主に県内で活躍） 8,000円
 - C 大学講師、民間又は民間団体（NPOを含む）の構成員（A・B以外） 7,000円
- ・ボランティア等への謝礼金に係る時間単価の上限額は1,200円です。
- ・補助対象事業の活動時間のみが対象です。（活動準備時間は対象外となります。）

○旅費

- ・ガソリン代は、「キロ単価（団体が設定、上限15円/km）×走行見込み距離」で計上してください。「キロ単価×走行距離実績」により算出された金額を補助対象とします。事業実施に際しては運転記録簿を作成してください。

○消耗品費

- ・単価が5万円未満の消耗品等が対象です。

○その他

- ・光熱水費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃料及び施設使用料、行事保険料、その他県が必要と認める費用、となります。金額については、社会通念上妥当な額としますが、疑義がある場合、県に御相談ください。

（3）申請書添付資料

Q5 事業計画書（様式第3号）の「事業内容」にはどのような内容を記載すればよいのか。

- A5 申請事業の内容について、①～③に該当する項目の観点から詳細に記載してください。特に「事業概要」の詳細を網羅するようにしてください。

Q6 事業計画書（様式第3号）の「実施体制」にはどのような内容を記載すればよいのか。

- A6 自団体の体制及び関係団体との役割分担等を関係図を用いるなどして詳細に記載してください。特に人件費を計上している場合には、「収支計画書」に記載された人員の役割等について必ず記載してください。

Q7 本人確認書類は何を提出すればよいのか。

- A7 法人の場合は登記事項証明書又は定款、任意団体の場合には、団体の規約等を提出してください。

(4) その他

Q 8 本補助金では何団体程度採択するのか。

A 8 6者程度を想定しております。

Q 9 本補助金の審査はどのように行うのか。

A 9 県職員と外部有識者による書面審査により交付決定者を決定します。(申請者によるプレゼン審査は行いません。) なお、事務局職員によるヒアリングを実施する場合があります。

Q 10 コロナ等で計画に変更がある場合にはどのようにすればよいか。

A 10 まずは県に相談してください。ただし、経費項目ごとの増額は原則として認めておりません。

Q 11 補助事業について、成果発表等を行うのか。

A 11 本事業は、持続的な震災伝承の推進体制を構築するため、伝承団体等が実施する他の参考となりうるような先進的な震災伝承の取組に対し、その経費を補助するものであるため、令和6年3月に県が開催予定の「震災伝承みやぎコンソーシアム全体会」において、補助対象者から事例発表いただく予定としております。